

第 4 1 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和25年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に掲げる特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の4及び前条の規定</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は<u>金銭</u>を支出し、当該寄附金又は<u>金銭</u>の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に掲げる特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の</p>

を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金

イ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第8条の規定により福井県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した寄附金

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金

イ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により福井県知事又は福井県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(市民税の申告)

第28条の2 第16条第1項第1号
に掲げる者は、3月15日までに、
施行規則第5号の4様式（別表）に
よる申告書を市長に提出しなければ
ならない。ただし、法第317条の
6第1項又は第4項の規定により給
与支払報告書又は公的年金等支払報
告書を提出する義務がある者から1
月1日現在において給与又は公的年
金等の支払を受けている者で前年中
において給与所得以外の所得又は公
的年金等に係る所得以外の所得を有
しなかったもの（公的年金等に係る
所得以外の所得を有しなかった者で
社会保険料控除額（令第48条の9
の7に規定するものを除く。）、小
規模企業共済等掛金控除額、生命保
険料控除額、地震保険料控除額、勤
労学生控除額、配偶者特別控除額（
所得割の納税義務者（前年の合計所
得金額が900万円以下であるもの
に限る。）の法第314条の2第1
項第10号の2に規定する自己と生
計を一にする配偶者（前年の合計所
得金額が95万円以下であるものに
限る。）で控除対象配偶者に該当し
ないものに係るものを除く。）、法
第314条の2第4項に規定する扶
養控除額若しくは特定親族特別控除
額（特定親族（同条第1項第12号
に規定する特定親族をいう。第28
条の3の2第1項第3号並びに第2

第28条の2 第16条第1項第1号
に掲げる者は、3月15日までに、
施行規則第5号の4様式（別表）に
よる申告書を市長に提出しなければ
ならない。ただし、法第317条の
6第1項又は第4項の規定により給
与支払報告書又は公的年金等支払報
告書を提出する義務がある者から1
月1日現在において給与又は公的年
金等の支払を受けている者で前年中
において給与所得以外の所得又は公
的年金等に係る所得以外の所得を有
しなかったもの（公的年金等に係る
所得以外の所得を有しなかった者で
社会保険料控除額（令第48条の9
の7に規定するものを除く。）、小
規模企業共済等掛金控除額、生命保
険料控除額、地震保険料控除額、勤
労学生控除額、配偶者特別控除額（
所得割の納税義務者（前年の合計所
得金額が900万円以下であるもの
に限る。）の法第314条の2第1
項第10号の2に規定する自己と生
計を一にする配偶者（前年の合計所
得金額が95万円以下であるものに
限る。）で控除対象配偶者に該当し
ないものに係るものを除く。）、法
第314条の2第4項に規定する扶
養控除額若しくは特定親族特別控除
額（特定親族（同条第1項第12号
に規定する特定親族をいう。第28
条の3の2第1項第3号及び第28

8条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与

条の3の3第1項において同じ。)

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第28条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与

支払者」という。)から毎年最初に
給与の支払を受ける日の前日までに
、施行規則で定めるところにより、
次に掲げる事項を記載した申告書を
、当該給与支払者を經由して、市長
に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得
金額が1,000万円以下である
ものに限る。)の自己と生計を一
にする配偶者(法第313条第3
項に規定する青色事業専従者に該
当するもので同項に規定する給与
の支払を受けるもの及び同条第4
項に規定する事業専従者に該当す
るものを除く。次条第1項第2号
において同じ。)(合計所得金額
が133万円以下であるものに限
る。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項
の規定による申告書の提出の際に経
由すべき給与支払者が令第48条の
9の7の2において準用する令第8
条の2の2に規定する要件を満たす
場合には、施行規則で定めるところ
により、当該申告書の提出に代えて
、当該給与支払者に対し、当該申告
書に記載すべき事項を電磁的方法(電
子情報処理組織を使用する方法そ
他の情報通信の技術を利用する方

支払者」という。)から毎年最初に
給与の支払を受ける日の前日までに
、施行規則で定めるところにより、
次に掲げる事項を記載した申告書を
、当該給与支払者を經由して、市長
に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得
金額が1,000万円以下である
ものに限る。)の自己と生計を一
にする配偶者(法第313条第3
項に規定する青色事業専従者に該
当するもので同項に規定する給与
の支払を受けるもの及び同条第4
項に規定する事業専従者に該当す
るものを除き、合計所得金額が1
33万円以下であるものに限る。
次条第1項において同じ。)の氏
名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項
の規定による申告書の提出の際に経
由すべき給与支払者が令第48条の
9の7の2において準用する令第8
条の2の2に規定する要件を満たす
場合には、施行規則で定めるところ
により、当該申告書の提出に代えて
、当該給与支払者に対し、当該申告
書に記載すべき事項を電磁的方法(電
子情報処理組織を使用する方法そ
他の情報通信の技術を利用する方

法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第34条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第34条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得税割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において

「公的年金等受給者」という。）で
市内に住所を有するものは、当該申
告書の提出の際に經由すべき所得稅
法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する
公的年金等の支払者（以下この条に
おいて「公的年金等支払者」とい
う。）から毎年最初に公的年金等の
支払を受ける日の前日までに、施行
規則で定めるところにより、次に掲
げる事項を記載した申告書を、当該
公的年金等支払者を經由して、市長
に提出しなければならない。

(1) 所得稅法第 2 0 3 条の 6 第 1 項
の規定により同項に規定する申告
書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等
（所得稅法第 2 0 3 条の 7 の規定
の適用を受けるものを除く。）の
支払を受ける第 1 6 条第 1 項第 1
号に掲げる者であつて、特定配偶
者（所得割の納稅義務者（合計所
得金額が 9 0 0 万円以下であるも
のに限る。）の自己と生計を一に
する配偶者（合計所得金額が 9 5
万円以下であるものに限る。）を
いう。次号及び次項第 3 号におい
て同じ。）（退職手当等（第 3 4
条の 2 に規定する退職手当等に限
る。以下この号において同じ。）
に係る所得を有する者に限る。）
又は扶養親族（年齢 1 6 歳未満の
者又は控除対象扶養親族であつて

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 31 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひと

- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名

- (4) その他施行規則で定める事項

り親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項に異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項に異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、

申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第46条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

第1条～第4条 (略)

当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第46条 同一の者については、その所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

第1条～第4条 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))

の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条・第5条の2（略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第5条・第5条の2（略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することがで

第7条・第7条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第26条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納

きる。

第7条・第7条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第26条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第26条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納

税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第8条 （略）

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第26条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第26条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5～第8条 （略）

（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第9条 （略）

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第26条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

ものとする。

第10条～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡

第10条～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第30条（略）

第17条の3～第30条（略）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第46条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第26条の7第2項の改正規定、附則第7条の4の改正規定、附則第9条の2の改正規定、附則第17条の2の改正規定及び次条第4項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の敦賀市市税賦課

徴収条例（以下「新条例」という。）第26条の7第1項の規定の適用については、同項中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

2 新条例第28条の3の3第1項及び第2項の規定は、新条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第28条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅

を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)
)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条
第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認
定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に
供した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前
条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項
の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第46条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税につい
て適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を
提出する。